

平成 25 年度第 2 回太子町行財政審議会議事録

日 時 : 平成 25 年 11 月 11 日午前 10 時～

場 所 : 太子町役場 2 階 委員会室

第 2 回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成 25 年 11 月 11 日 (月)

開会 午前 10 時

閉会 午後 0 時 20 分

場所 太子町役場 2 階 委員会室

2 審議事項

特別職の給料及び報酬の見直しについて

3 委員の出席・欠席

出席委員：伊藤 道司 泉尾 啓之 山本 俊博 福田 敏博

廣橋 吉三 赤松 伊登枝 門田 善二

欠席委員：なし

4 事務局

総務部長 香田 大然

総務課長 栄藤 雅雄

総務課係長 山崎 将

5 傍聴者 なし

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会長職務代理者の氏名

会長が山本俊博委員を指名

4 議事録署名委員の指名

会長が山本俊博委員と廣橋吉三委員を指名

5 審議「特別職の給料及び報酬の見直しについて」について

事務局	(資料の説明)
会長	説明のありました資料等も参考にいただきまして、御意見がございましたらお願いしたいと思います。
事務局	先月の第 1 回の審議会で、いろいろ御意見をお聞かせいただきました。まず、町長、副町長、教育長の給料月額ですが、猪名川、稲美、播磨の県下類似団体と比較しまして、条例上の金額というのは、ほぼ同じような水準なのですが、現在、実際に支給されている額というのは、3 町とも減額されている状況で、太子町につきましては町長のみ 20%カットして支給しているという状況を説明させていただいて、副町長、教育長につきましても、金額的には高い水準にあるということをご確認いただいたと認識しております。 それから、非常勤の特別職につきましても、比較して高い水準にはあるのですが、赤穂、相生、たつのの西播磨の市と比べましたら、ほかの地域と比べて高い水準にあるということで、町だけで比較していいものかどうかということもありまして、相生、赤穂、たつのの 3 市の状況も資料として追加でお送りしたところです。町のレベルで比較しますとかなり高い水準にはあるのですが、近隣の西播磨の市との比較というのもやはり必要ではないかということで送付させていただきました。 特に教育委員会の委員長、委員、それから、監査委員の報酬につきましては、町と市ではかなり差があるというような状況です。事務局の方としましては、まず町長、副町長、教育長の特別職三役の給料月額の方から、資料等をもとに、こういう金額が適正であろうというようなことを導き出していきたいと思います。
廣橋委員	資料を拝見させていただいて、事務局が言われたように、近隣の相生とか赤穂とかたつのの比較の表も頂いているのですが、特に感じるのは監査委員の報酬です。他の市町は議会選出の報酬と学識経

験者との差があります。ところが太子町の場合は、同額になっています。

これは、今までの経過がいろいろあったと思うのですけれども、何らかの理由があったのでしょうか。

事 務 局

学識経験と議会選出で差が生じている理由を聞いておりません。

ただ監査委員につきましては、定期監査、あるいは決算監査といったいろいろな監査の種類があるのですけれども、学識経験だから議会選出とは違った監査をされているかというそのようなことはございません。推測でしかないのですが、例えば、税理士であるとか公認会計士であるとかそういう資格をお持ちになっておられる方が、監査委員になられているという団体も中にはあります。そういった資格によって差を設けられているようなこともあるのかもしれませんが、ただ、本町の監査委員につきましては、資格は条件には入っておりません。

廣橋委員

学識経験者というのは、町の方がこの人なら監査をお任せできるという人を指名して選出しているわけです。ところが議会選出というのは、監査能力があるかないかということではなく、過去、従来の選出の方法を見ておきますと、議長を選んで、副議長を選んでその次に監査委員を選んでいきます。監査委員に選出された方が特に監査に必要な学識研究をし、学識経験者のような知識を豊富に持っておられるという方を対象に選んでいるわけではないのです。そういう面では、私は過去にいろんな経緯があって、こういう額が決定されているようでしたら、やはりこれは正していかないといけないと思うのです。といいますのは、どの町を見ても違いがありますし、相生市や赤穂市、これも半額以下の金額になっています。そういう面においては、今回は町長、副町長、教育長を特に考えているということですが、こういうところはもう少し検討しなければいけないのではないかと私は思うのです。

同額であれば、議会から選出される場合は、過去の従来のような選考基準ではなく、議会に 16 人おられる中で特に秀でた方を選考するぐらいにしていけないとだめだと思います。町の方から示された資料を点検するというだけでも、学識経験者の方は、家に帰っていろいろ資料を審査されてきていると思うのです。だけど、議会選出の方は、資料がわかりにくいという方も、過去には私はいたと思うのです。これだけ他の市町で差があるのに、太子町だけが同額というのはちょっと問題があるような感じがするのです。今までの従来の報酬が減額されていくことになると、議会の反発もあると

思いますけれども、やっぱりそういうところにメスを入れていかないと行財政改革が進んでいかないのではないかと私は思うのです。

ただしこれはあくまでも私の意見です。同じ日に同じ日数だけ出勤している。だからこれだけの報酬だというふうになりますと、ちょっと私は、疑問に感じます。

もう 1 点ですけど、前回の資料では太子町とよく似た稲美町、播磨町、猪名川町を対象に考えていろいろ検討したんですけれども、今回、相生市、赤穂市、たつの市というような近隣の市の資料も出させていただきました。町と市は、仕事の内容を見て比較しないといけない、近隣の市町がこれだけの金額が出ているから、太子町はこれと似た金額を出さないといけないということではないと思うのです。

事務局

市と町で教育委員会や監査委員でその業務の内容に何か差があるのかということで、各事務局に確認したのですけれども、市だから町とは違う職務があるといったことはないそうです。教育委員会にしても監査委員にしても同様だということを確認しております。もちろんその団体の規模によって、例えば監査委員でありましたら、特別会計の数が違うとか、あるいはその財政規模が違うというのは、当然あるかと思うんですけれども、その監査する内容や業務が町と市で違うのかというと、違いはないということを確認しています。教育委員会委員の任務、業務につきましても同様です。

廣橋委員

たつの市は旧龍野市と揖保郡 3 町が平成 17 年に合併する前とでは報酬は違っていませんか。

事務局

確認しておりません。

赤松委員

類似団体の町よりも、太子町としてはやはり近隣の市町、相生、たつの、赤穂、上郡といったところとの交流があるのではないかと考えるですね。先ほどおっしゃいましたように、市と町はあまり変わらない業務内容という中では、類似の町よりも、近隣の市町と調整する方がいいのではないかと思います。

伊藤委員

学識経験者の監査の方が、たつの市は高く太子は低いということについてですが、これはその人にもよりますし、持っている仕事量にもよりますし、弁護士さんとか、会計士さんとかがこれで太子町に来ていただけるのであれば、学識経験者の方はそれでいいのではないかと、わざわざ、たつの市と同じようにする必要もないのではないかと思います。それから、当然議会選出の方は議員報酬をいただいているはずですので、本来は議会に出る日だけではなく、町内のいろんなことを精力的にするのも含めて、議員報酬をいただい

福田委員

ているはずですから、下がって当然だろうというふうに思います。
あと、今の議員報酬の方を下げてはというのが私の意見です。

本日、私が個人的に作ってきた資料を皆さんにお渡ししましたが、これは基本的には郵送していただき資料に 8 市町の平均を追加させていただいたものです。送っていただいた資料というのは、先ほど皆さんがおっしゃられているように、町と市とでは規模も違うし額も違うということで、今回、近隣の 3 市を入れることでかなり額的には高くなり、一方では上郡、佐用の近隣の町を入れた時には他の県内類似団体と近くなるということで、全体的に見たときには、この比較している 8 市町の場合どうなるのかということで、数字的に見えてこなかったもので、いただいた資料で平均させていただきました。今の額は適正かどうかということの判断をする上で、一つの手法として、8 市町の平均を出した場合に、今の太子町が置かれている金額はどうかということで作らせていただきました。

1 番下にあります追加の欄は平均との差であり、ひとつ指標として、一つ一つの市町と比べ、どこが高いのか安いのかというふうになると、なかなか判断しにくいのかなというふうに思いましたので、資料を追加させていただきました。

監査委員の場合は、先ほどから言われているように議会選出の場合はやはり今の太子町は高いと感じますし、一方では 100 円とか 200 円の差を落とすとか落とさないとかいうのは、ちょっと難しいところではあるのですが、一つの判断資料となるのかなと思います。

会長

今、作成していただいた資料について説明をいただいたわけですが、その辺も勘案していただいて、何か他にご意見はございませんでしょうか。

山本委員

先ほどから、監査委員の学識経験と議会選出の金額についていろいろ意見が出ておりますけれど、学識経験の場合はある程度専門的知識といいますか、全く素人ではない人が経験者として選出されていると思います。一方の議会の方は、廣橋委員もおっしゃったように、議員の中から、何かの決めごとに基づいて選出されていることですので、私も廣橋委員の考えと同じです。

会長

非常勤特別職の報酬ということでのご意見だったのですが、最初の町長、副町長、教育長についてもお考えを発言していただけたらありがたいのですが。

泉尾委員

いろいろ平均された金額を試算されているのですが、据え置きなら特に不満等も出ないと思います。今回基本的に全般引き下げを前

提で考えられている中で、委員の方からどれだけ納得感が得られるのかわからないが、何か、感触みたいなものがありましたら教えていただきたいと思うのですが。

事 務 局

いわゆる三役、町長、副町長、教育長なのですけれども、それぞれの方、特に副町長につきましては、今町長と支給額が逆転しているという点については、かなり気にされておられます。県下の類似団体の数字というのも、非常に注目されているところでして、うちの町はカットがないので、高い水準にあるという認識をお持ちです。それから非常勤の特別職の方なのですが、県下の町の監査委員の研修会が数年前にあり、前の監査委員が、太子町については、他の町と比べるとちょっと報酬が高いということを言われた経緯がございます。

あと選挙関係ですが、選挙長とか立会人等につきましては、高い安いとかいうような話は特には聞いていないのですけれども、投票立会人の報酬ですが、投票事務について、現在、町職員だけではなく、一般公募しましたアルバイトで賄っているのですが、そのアルバイトの賃金と投票立会人の報酬が拮抗しているといいますか、ほぼ変わらないような金額になっています。アルバイトの方から、立会人とか管理者はどれぐらいもらっているのだろうというような質問はありました。一方は投票所でじっと座って見守っている、一方のアルバイトは投票事務をしているということで、それでも一緒なのかという話が出たことはあります。もちろん立会人であるとか投票管理者というのは、責任のある立場であるという話もさせていただきました。

廣橋委員

年額ではなく日額の報酬について論議が進むのであれば、今言われた点は発言したかったことなのです。

私も 2 回ほど、龍田幼稚園の投票管理者を務めたのですけれども、アルバイトで来られている方は机に座っているだけなのです。投票管理者というのは、開場から閉鎖をして、投票箱を選挙の開票所まで持って行くまでの義務があるわけです。そういう義務を伴った投票管理者とアルバイトの方が投票立会人で、机に座っている人と金額が変わらないということは、ちょっと考えていくべき点であると私は感じておりましたし、今、事務局がおっしゃっていたようなことについては、私も同じような考えだと思っております。

事 務 局

私が申しました点についても一度確認させていただきたいのですが、アルバイトといいますのは、投票事務のアルバイトでして、この投票立会人とは別です。投票用紙を渡したりその説明をしたり

という役目を、従来は町職員がすべてしていたのですけれども、その事務の一部を一般公募しましたアルバイトで賄っているという投票所があります。そのアルバイトの方と立会人が、あまり金額が変わらないということです。立会人は投票所で投票の事務に立ち会っていただく、いわゆる監視役です。投票事務のアルバイトといいますと、投票用紙を渡して、政党名を書いてくださいとか、これは何々選挙ですから候補者名を書いてくださいとか、そういう説明もしながら投票用紙をお渡しするような事務なのです。座って監視をしている立場と、体を使ってやっているという事務に余りその差がない。立会人に何か資格が要るのかというと資格は要りませんので、今、廣橋委員さんが言われました投票管理者と投票立会人というのは、責任の度合いが違いますので、今現在も少し報酬額に差はついているようなところなのです。

会 長
事 務 局

他に意見はありませんか。

事務局の方としましては、本日、何とか答申をいただけたらと思っているのですが、その内容につきましては、いわゆる町の三役、町長、副町長、教育長と、事務局が提示しております非常勤の特別職のそれぞれについて、このくらいが適正であろうというような額を示していただけるのが非常にありがたいところなのです。

会 長

今、事務局から、お話があったわけなんです、そういうことを決めていくのは非常に難しいと思うのですが、実際答申としたらその方がいいわけ。答申によって確実に決まるというわけではなく、また議会に諮っていただくということになると思うのですが、その辺のところを理解いただいて、数字を決めていただきたいと思います。町長さん、副町長さん、教育長さん、この三役から、妥当な数字を意見として出していただけたらありがたいと思います。

山本委員

額の決定ということですが、現行の金額を減額するのか、現行の金額は置いておいてカットするのかどちらがいいのか、事務局の方に思いがありましたら教えていただけたらと思います。将来的に、この金額より上がる場合がある、また元へ戻さなければいけないときがあるのでしたら、現行金額を残しておく方がいいかもわかりませんし、他の市町との比較からすると、現行を下げた方がいいのだということになれば、現行を下げた減額率はその後また考えるということにされてはどうでしょうか。

事 務 局

まず三役、町長、副町長、教育長の月給ですが、事務局の方が考えておりますのは、この審議会ですらという金額が出るかは別にしまして、現行の条例上の金額は、そのままにしまして、削減という形

に持っていきたいというふうに思っております。

もちろん町長が議会の方に最終的に議案を提出するわけですので、町長の思いというものも確認する必要があるのですが、県下の類似団体等との均衡も考えますと、条例上の金額はそのままにしておいて、カットするというような方向でいきたいなと、今のところ事務局の方は思っております。条例の金額自体を改正するというものについても、仕法としては可能なわけですが、それは、最終的には町長に確認をさせていただいた上で、条例の改正案をつくっていききたいと思っております。

それから、非常勤の特別職の報酬ですけれども、これにつきましては、直接、金額を改正するという方法を考えております。何パーセントカットするという方法は、なじまないと思いますので、これについては直接金額を改正するという方法で考えております。

会 長

給料や報酬アップというのは我々としても話をしやすいのですが、カットということになりますと、経済状態やいろいろなことを考えてのことになります。何かこれについて事務局の方で副案的な例でも示していただいて、それを検討させていただいた方が、進め良いのではないかという気がするのですがいかがでしょうか。

伊藤委員

基本的に今決まっている額を変えようと思うと、よその分と比較しただけではいけないと思います。だから、平成 10 年に決めたそのときから、世の中の物価がどうなっているとか、平均給与がどうなっているとかっていう上に立って整理しないといけない。今のデータだけで、よそがいくらだからいくらに決めるように言われてもそれはちょっとこの審議会では決められないのではないかと思います。だから、一番初めから気になっていたのは、町長よりも副町長の方が給料が高いというのが具合が悪いというのが 1 点で、町長は自分はそうしたけれども、副町長以下は給料に手をつけないとおっしゃったのだらうと思いますが、やはり自発的にもこの審議会でも、町長の削減率が 20% ですから、あとの副町長と教育長は、例えば 10 と 5 にするとかが良いと思います。条例金額は改正せず、今は減額調整をするという方法を取られているところがかかなりあるようですから。それを金額改正するのであれば、町の方でよほどの資料整理をしておかないと、外向きにもうまくいかないのではないかという気がします。

香田部長

町長の 20% カットというのはいわゆる政治公約、選挙公約で削減したものです。今おっしゃいました何年に物価が上がって何年に賃上げがこうなるといふ積み重ねは必要であるのはもちろん当然

のことです。ただ、町長の 20%カットというのは、個人的といえますか首長として有権者に対しての公約ですので、副町長、教育長との減額率は、それとは連動しないのではないかなという感じがします。町長はどうお考えなのかわかりませんが、公約は公約としておいて、あとの副町長、教育長の分については、いわゆる物価変動であるとか、そういうことも考慮していただけるとありがたいと思います。

伊藤委員 そうではあるけれども、町長は町の全責任をもって仕事をしていて、副町長はそれを事務方で支えているわけなので、副町長の方が給料が高いというのは、主客転倒していて、どういう理由があろうが、やはり自ら下げるか、審議会で下げるかということで、対外的に説明できるという位にはしてほしいという願いなのです。

香田部長 おっしゃる意味は十分わかります。ただ、世の中にはいろんな人が選挙に勝つ場合があるわけですね。そうすると私は十分自分の資産はあるからタダでいいよという首長が当選した場合に、全額報酬が出ないのです。何が選挙で起こるかわかりません。ですから、委員の意見も十分わかりますけれども、そのこともよくご理解いただけたらと思います。そうすると、副町長もゼロ、教育長もゼロなどという理屈の上でそうなります。極端な例を申し上げましたけれども、そのことも十分ご理解していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

廣橋委員 やはり減額する場合は現在の報酬に対して、町長の場合は 20%減の金額ではなく、現行の金額、太子町の場合 89 万で 5%なり 10%なりの減額をしていただけたらと思います。やはり減額はしていかなければ、他の町との釣合いがとれなくなってしまうので減額をするべきです。物価スライド、賃金スライドなどいろんなことを考えますけれども、やはりそういう類似した町も考慮した上で検討していただいて、適正な数字を出していただけたらと思うのです。ここでは金額をいくりにするということを決められないと思うのです。

会 長 パーセントでと言うことでしたら、今おっしゃるように金額いくらということではなく 1 番理解がしやすいですね。元の 89 万から 10%カットでお願いするということではっきりしておいた方が、いいのではないかなという気がするのですが、そういうことでよろしいですかね。事務局の方とすればどうですか、金額を先ほど言われたのですけれども、はっきり、89 万の 10%と言うとおのずと金額が出てくるわけですが、そういう方向でもよろしいんですか。

事 務 局	審議会の委員の総意ということであれば、それはそれで事務局も議会の方には説明させていただき、尊重させていただきます。事務局としては、金額がいくらという形で示していただいた方が後々事務は進めやすいところなのですが、それにはこだわりません。
福田委員	前回いただいた三役の算定の中に、例えば下から２番目の分になりますが１０％の率でいくのか、ここには額が書いていますので額の方がいいのであればこのまま８０万１０００円とか６５万７０００円とかいう形でも、どちらでも一緒になると思います。率をどれでいくのかということで行くと、今の町長が公約としている２０で行くと、１番目か２番目のどちらかだと思いますし、町長が変わってしまえばということもありますので、そういう事はなしにして１０で行くのであれば、下になるでしょうから、額を決めるのか率を決めるのかということ、ここで比較をしている４案のどれかということになると、基本的には額も決まってくると思います。やっぱりこの４案の他に２５とか２０とかもっと減らしたほうがいいとなると、金額を計算しないといけないと思いますけれども、このどれかでいいと皆さんが思われるのであれば、もうここで額も基本的には決まると思います。
会 長	できましたら今日、答申を町長さんにお渡ししたいと思っています。今、いろいろご意見を出していただいているところですが、どういう方法で答申させていただくのか、何パーセントいうのを書き込むのか、事務局は、できたら金額を入れてもらう方がいいということですが。
廣橋委員	金額を入れるとすると、物価スライド、賃金スライドというようなことまで考慮しなければならず、この場では私は不可能だと思います。類似の町が１０％、５％といった減額の措置をしているのですから、やっぱりここで、何％かというような数字で出すしかないと思うんですけどね。
伊藤委員	資料で、三役の給料表が出ているものがありましたが、それを見ますと、兵庫県内の町の中では、１番高いのは播磨町で２番目が稲美町で、太子町が同額、その後が猪名川町。町の中では比較的財政状況が良い町なので、町としては上位のところにあるが、市と比べると、太子町よりも財政状況が良くないところも太子町よりも高いのですが、宍粟市だけが太子町の町長の金額よりも低い。市と比べると、宍粟市だけが少し低いというような状況ですので、近隣と比較すると、妥当な水準かなと思います。その上で率によって整理するのがよいと私は思います。
事 務 局	三役についてなのですが、金額でいくらというようなことを表現

せずに、町長のカットの状況との均衡が図れるようにというような表現がいいんでしょうか。町長のカットというのも大きく前提としてあるのですが、そのカットということも勘案しつつ、近隣類似団体の状況というのも勘案して、均衡を図りたいというような感じの表現はどうでしょうか。

福田委員 それでは審議会をする意味がない。基本的に最低、率だけは決めておかないといけないと思います。

伊藤委員 会長さんが三者とも 10%とおっしゃったと聞こえたのですが、三者とも 10%にした場合、今の町長が、いやいや私は 20%と言ったら、それはどうするのか。

審議会が皆 10%と言ったら、20%を 10%に下げようになるのか、そこをはっきりしておかないといけないような気がする。私は町長が 20%と言っているのだから、当面は 20%でいいのではないか。10%にと言うのであれば、選挙人に問われればいいのであって、そこまで町長は考えられているのでしょうか。

廣橋委員 伊藤委員が言われましたけど、あくまでも町長は選挙公約ですから、任期期間中 20%カットというのは譲れないと思います。ですが、やはり報酬の金額を決めるには、この 20%を度外視して現行のカットする前の金額を基準にするべきだと思います。ですからそれで仮に 10%減額するとなっても、町長は、自分の公約の期間は 20%を守っていただくのが良いと思います。その後は、やはりこの行財政審議会の答申に基づいてやっていただければ良いと思います。

赤松委員 今言われましたように、町長は平成 28 年の任期満了までということを言われています。後の副町長、教育長を町長の 20%に対して期間をどうするかという点も考える必要があると思うのですが、町長はあくまでも 20%の公約どおりで、後の副町長と教育長に関しては、町長と同じような期間、平成 28 年 8 月までにしてはどうかと思います。

事務局 仮に何パーセントカットというような答申をいただくということになったとしても、その期間を例えば 3 年間にするとか 5 年間にするとか町長の任期にするとかということについては、別の考え方をする必要があると思います。平成 10 年に特別職の報酬審議会を開いてから、開いていないという状況があるのですが、やはり 3 年から 5 年の間には定期的開催する必要があると思っておりますので、現在、検証した結果どうするのか、次にまた検証した結果、例えばそのまま見直す必要はないというふうに、定期的に検証するという事で進めていくのが良いと思っております。期間がいつま

	でというようなことについては、ここで審議しなくても良いのかなと思います。
会 長	答申にもその辺のところを文言に入れておいたらいいいということですね。数字を出すということについては、非常に難しいという意見なのですけれども、パーセントとなると自然と数字が出てくるわけなので、いろんな経済状態などを勘案するというふうな文言のもとに答申するという方向が 1 番よろしいでしょうか。
福田委員	先ほどの事務局の話ですと、例えば今の町長が 3 年 4 年後に審議会を招集するということになったときに、それまでの間、削減するのもしないのかによって、町長の 20%をそのままにしておくのかということも問題です。 例えば全員一律 10%下げましようとして、ただし、今の町長の任期期間中は選挙公約の 20%削減とするという形にすれば、いつ開催しても、基本的にその三役については、10%削減という答申ができるのかなというふうに思います。定期的に開催するのが、今の町長がいる間にするのか、変わってからするのか、そのまま引き続きやられるのかもわかりません。例えば全て 10%削減でいくと、町長が 80 万 1000 円で、副町長が 65 万 7000 円、教育長が 60 万 7500 円ですよね。今の町長が公約で言う 20%にすると、71 万 2000 円ですので、それでいっても副町長、教育長よりは給料は高額になっている。当面例えば 10%削減という答申を全員一律でします、ただし現町長の期間中については、その公約どおり 20%削減するとしても、ほかの副町長、教育長よりも、給与は多くもらっているので、特に問題はないというふうに思います。
事 務 局	公約削減を尊重するという表現にさせていただいたら、大体、うまくいくというふうに思います。
会 長	今課長から説明がありましたような表現でよろしいでしょうか。町長さん自身は、4 年、4 年の 1 期ごとになっていくわけですから、恐らくそういう解釈をされるかと思います。今のような文言を入れていただいての答申ということによろしいでしょうか。
伊藤委員	全然根拠はないのですけれども、他市町を見ていると、やはり 15、10、5 とか、20、15、10 と教育長の方は下げ率を低くしているので、そこは皆さんのご意見ですが、全部 10%というのも一つなのですが。20、10、5 というその率だけはこちらで提案ができるというのではという気はするのですが。責任の度合い、重さということです。
会 長	町長が 20%カットを言われたときに、副町長が非常に気を使わ

れたということも聞いておりますので、町長は、ずっと今期 20% カットですね、71 万 2000 円という数字で出ているのですが、5% 削減で副町長が 71 万円とすると、余りにも接近しすぎている。そうするとやはり 8 ないしは 10 の数字が入るパーセントが妥当なのではないかという気がします。副町長は 10% 削減でいいが、教育長を同じにするのかということですね。その辺は整理の仕方だと思うのですが。

事 務 局 委員の皆さんの意見では、やはり町長、副町長、教育長とではその責任の度合いというものがありますので、同率削減というのはいかがなものか、ですから副町長は 10% となれば教育長は 8% というところが妥当なところかということでしょうか。町長につきましては、現実的には 20% カットなのですけれども、15% 削減という数字にしておいて、ただし、町長の公約を尊重するというような表現を盛り込むというところでしょうか。

会 長 その表現を文言の中に入れていただいて、答申を作っていただくという事でよろしいですか。では、3 役についてはそのような方法としていただくということをお願いします。あと非常勤の特別職については、これはどうでしょうか。大体皆さんに意見を出していただいているのですが。

事 務 局 非常勤の特別職なのですが、教育委員と監査委員、選挙長以下選挙関係の委員さん、一番委員の数が多い一般的な非常勤の審議会委員等の報酬について検証してくださいということです。まず選挙関係の報酬ですが、委員の皆さんの意見としては、後にお送りさせていただいた資料の一番上の算定の額が妥当といったところでしょうか。選挙長以下、選挙長から右の立会人、管理者、一般的なその特別職の金額につきましては、三つ算定を掲げていますが、一番上の算定の金額というところでしょうか。

選挙長について、近隣の市ですが赤穂市がちょっと高いです。一般的な審議会の委員さんというのも、1 万 4000 円と他の団体に比べて高い水準にあるのですけれども、ちょっと 1 万 4000 円は高いなっていうイメージです。開票管理者の 1 万 9500 円とかも、ちょっと高いなというような感覚なので、そこら辺を考えますと、ほかの相生とかたつのかとかというのはあまり変わらないようなので、類似の町で比較しましたその三つの算定の一番上の金額でもって改定をするというような意見でしょうか。これは今言いましたように選挙長より右の委員さんです。

あと教育委員と監査委員なのですけれども、これは非常に難しい

	ところで、近隣の市、相生、赤穂、たつのがかなり高い、それから町でいいますと、例えば上郡は太子町よりもちょっと規模が小さいですが、そういう上郡の金額を加味しますと、うちの教育委員の 51 万 6000 円というのはこのようなところかなという気もするのですが、けれども、いかんせん、県下類似団体というのがかなり低いですから、ここら辺をどう考えるかというところなのではけれども、それらを考えると、教育委員、監査委員は据え置きという意見でしょうか。
会 長	はい、今の説明について、いかがですか。
委 員	(異議なしの声あり)
会 長	大体皆さんご意見を出していただいたようですので、かなり時間も経過いたしました。事務局に答申案の作成をお願いして、しばらく休憩とします。
	<答申案作成>
会 長	再会します。それでは答申案を読み上げさせていただきます。
	(答申案朗読)
	この内容で答申してよろしいでしょうか。
委 員	(異議なしの声あり)
会 長	それでは、この内容で答申します。
	<門田会長から町長へ答申>
町 長	本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。只今会長から頂きました答申の内容につきまして、十分その意をお含みしまして、私をはじめ副町長、教育長の給料については、答申の内容を十分尊重し、それぞれの手続をさせていただく考えでございますので、よろしくお願いいたします。
会 長	皆さん長時間にわたりましてありがとうございます。進行を事務局にお譲りいたします。
事 務 局	皆さん本当に長時間にわたりありがとうございます。
	今、町長の挨拶にもありまして、この後につきましては、給与と報酬の条例の改正が必要になってきますが、この答申を受けまして、事務局の方で再度吟味させていただき、尊重させていただいた上で、改正案の方に入れさせていただきたいと思っております。先月の審議会と今日の審議会につきまして、本当に長時間委員の皆様には熱心に御検討いただきましてありがとうございます。以上をもちまして、行財政審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 26 年 2 月 14 日

署名委員

山本俊博

廣橋 吉三